

事案の概要

交通事故にあつて体が不自由になつた40代の叔母 角谷るい(つや るい)と
20代の甥っ子 井出翔真(いでしょうま)の間の紛争。

角谷(叔母)と井出(甥)との間では、
角谷が井出に150万円を渡したことについては争いはないが、
その際、返還合意(お金を返す約束)があつたか否かが、争点となつている。

本日のテーマ

原告(訴えた人)である「角谷るい」は、

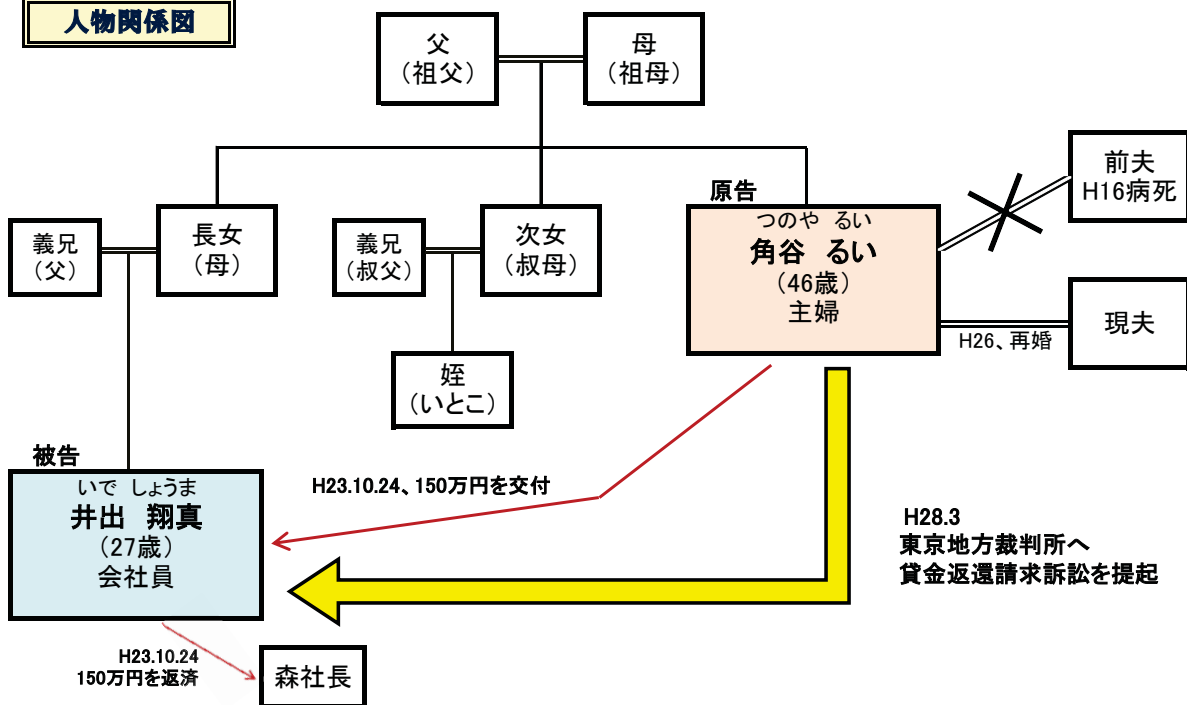
被告(訴えられた人)である「井出翔真」に、

150万円を 貸した のか(消費貸借)、それとも、あげた のか(贈与)
角谷るいの請求(消費貸借契約に基づく貸金返還請求)が認められるためには、

①金銭の返還合意 と ②金銭の交付 が裁判上認定できなければなりません。

2人の話やその他の証拠をもとに、あなたが裁判官となつて、ジャッジしてください。

人物関係図



参考

民法第587条(消費貸借)

消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

民法第549条(贈与)

贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。